

申告に必要なもの

「必ず持参するもの」

- 本人確認物
- 申告者のマイナンバーカード、またはマイナンバー通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認が可能なもの
- 控除対象の扶養親族などのマイナンバーがわかるもの

収入関係

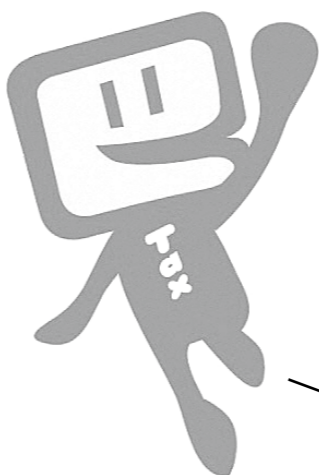
〔該当する場合は必ず持参〕
○ 給与や公的年金がある方は、源泉徴収票（複数ある場合は全て必要です。忘れた場合は取りに帰るか、紛失した場合は発行元に再発行をお願いすることになります）

- ※ 当日中の再入場は、最後尾の受け付けとなります。
- 事業所得や不動産所得がある方は、収支の内訳が分かるもの（収支内訳書など、収入・支出に関する帳簿や領収書など）
- 生命保険の満期または解約返戻金（一時金）や個人年金を受けた方は、令和4年中の支払証明書（経費などの記載があるもの）など
- 事業収入、雑収入、シルバークリウド配分金に関する支払調書など

〔控除関係〕

- 医療費控除を申告する方は、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」

確定申告・市県民税申告の時期になりました。令和5年1月1日現在で市内にお住まいの方を対象に、申告を受け付けます。ただし、内容によっては、市の会場ではできない申告があります。その場合は、税務署で申告してください。
【例】青色申告、住宅借入金等特別控除の初めての申告、分離課税（土地・建物の売却、株の売買など）所得の申告など



2月16日(木)▶3月15日(水) 確定申告 市県民税申告が始まります

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2128

書の種類によっては支所に置いてないものもありますので、市民税務課に問い合わせてください。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ対策

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症を防ぐ観点から、今年度も対策を実施します。ご理解とご協力をお願いします。
なお、熱・せき・倦怠感などの自覚症状がある場合は、申告会場への来場を控えてください。

■会場の入場制限

1日の上限人数は「申告受付日程」(別表)のとおりです。上限に達した場合は、受付時間内でも受け付けできません。

■事前予約はできません

当日の状況について市民税務課や申告会場への直接の連絡はご遠慮ください。

■検温の実施

37.5度以上の発熱が認められた場合は、職員の指示に従ってください。

■アルコール消毒・マスク着用

アルコール消毒を実施して入場してください。また、マスクの着用をお願いします。

■換気・隣席との間隔確保など

適宜、換気をしますので、一時的に申告会場が寒くなる場合があります。待合室を設けますが、適切な距離を保つため、席に限りがあります。状況によっては自宅や車での待機をお願いします。また、会場内での大声の私語は控えてください。

申告受付日程

とき	受付時間	受付番号札配布開始時間(予定)	受付会場	1日あたりの入場上限者数		
2月	9時~16時	8時40分~	総合市民会館 ※総合市民会館の開場は、8時40分です。開場時間にならないと入場できません。ご了承ください。 ※2月18日(土)、19日(日)は休日ですが、午前中に限り申告を受け付けます。 ※2月22日(水)は税の無料相談日です。中国税理士会から派遣された税理士に、無料で相談ができます。(上限24人まで)	16 木	175	
				17 金	175	
				18 土	-	
	9時~12時			19 日	-	
				9時~16時	20 月	175
					21 火	175
22 水	市150+ 税理士24					
3月	10時30分~15時	8時30分~	マロンの里交流館 ※今年度から変更	24 金	-	
				10時15分~12時	阿多田島漁協 ※阿多田地区の方のみ対象	27 月
	10時~12時		松ヶ原集会所			-
	9時~16時		市役所	コミュニティサロン玖波	28 火	175
					1 水	-
	9時~16時			2 木	175	
				3 金	175	
				6 月	175	
				7 火	175	
				8 水	150	
9 木		150				
10 金		150				
13 月		150				
9時~12時	14 火	150				
	15 水	-				

※1日あたりの入場者数の制限を行います。上限を上回った場合、受付時間内に来場されても申告を受け付けることができません。
※初めの数日間やコミュニティサロン玖波の初日は大変な混雑が予想されます。日程をずらしての申告、e-Taxを利用した申告、郵送による申告などにご協力ください。
※場所、日によって受付時間が異なりますので、間違えないようお願いいたします。特に2月18日、19日の総合市民会館、3月1日のコミュニティサロン玖波、3月15日の市役所は午前中のみ受け付けとなります。午後に来場されても申告はできませんので、注意してください。
※早めに来場されても、受付番号札配布開始時間までは番号札の配布を行いません。会場の外でお待ちください。

「その他」

- 申告書類や確定申告の案内が届いた方は、その書類（1月下旬に発送済み）
- 申告者名義の口座番号が分かるもの（所得税が還付される場合は必要）など

その他注意

- ふるさと納税のワンストップ特例制度を受けた方が、追加で確定申告・市県民税申告を行う場合、ワンストップ特例制度が無効となります。必ず寄付金の領収書を持参してください。
- マイナンバー通知カードは、記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り利用することができます。不一致な場合は、マイナンバー記載のある住民票を準備してください。

申告受付日程と会場

申告受付日程は、表のとおりです。初めの数日間は申告会場が大変混雑するため、待ち時間が長くなる場合があります。申告会場で番号札をお渡ししますので、指定された時間までに必ず会場にお越しください。
※申告書類は、申告会場や市民税務課、各支所にあります。なお、申告

自分で申告できます



申告書は、e-Tax 申告や、自分でパソコンやスマートフォンで作成または直接記入し、郵送することもできます。3密（密閉・密集・密接）と申告会場の混雑を避ける観点からもぜひ活用してください。



確定申告書等作成コーナーにアクセス

総合市民会館開場は 8時40分です

開場時間にならないと入場できません。また、同会場で申告される方は、市民スポーツ広場（消防署北側）へ駐車してください。会場敷地内の駐車場は使用できません。



廿日市税務署からのお知らせ

感染症リスク軽減のため
確定申告はスマートフォンで

問い合わせ 廿日市税務署 ☎0829321217(代表)



「確定申告書等作成コーナー」はこちら

確定申告は、とても便利なスマートフォンからがおすすめ。スマートフォンを活用した申告は、機能がいろいろ追加されており、給与所得の源泉徴収票をスマートフォンで撮影すると、金額や支払者などの情報が自動入力されたり、1月から青色申告決算書・収支内訳書がスマートフォンで作成可能となったりするなど、より一層便利になっています。

感染症リスクを軽減するため、確定申告は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(右下のQRコードからご覧ください)を利用して、自宅などで作成、提出をお願いします。

申告会場への来場

感染症対策の一環として、1月30日(月)から3月15日(水)(土・日曜日、祝日を除く)までの期間、廿日市税務署に申告会場を設けています。

確定申告会場の混雑を緩和するため、申告会場への入場にはLINEで事前に発行する入場整理券が必要です。

LINEで国税庁を友だち登録すると、相談したい日と時間帯を事前に予約できます。(時間帯ごとに相談可能件数に上限があります)

LINEによる予約のほか、申告会場でも入場整理券(当日券)を配布していますが、配布状況によっては、後日の来場をお願いすることがあります。

お願い

申告会場では、ご自分のスマートフォンを利用した申告を推奨しますので、スマートフォンを持っている方は、必ず持参してください。

来場の際は、マスクを着用して、手指のアルコール消毒と検温にご協力ください。37.5度以上の発熱がある場合は、入場できません。

控除
障害者医療費

■障害者控除

障害者手帳を持っていない場合でも、次の方は障害者控除に必要な認定書が交付できる場合があります。

対象

市内在住の65歳以上の方で、身体の障害または認知症の状態が一定の基準に該当すると福祉事務所長が認定した方

■医療費控除(おむつ代)

おむつを使用している方で、次の方は医師のおむつ使用証明がなくても、おむつ代の医療費控除に必要な認定書が交付できる場合があります。

対象

要介護認定を受けており、一定の基準に該当する方で、昨年引き続きおむつ代を医療費控除として申告する方

■申請

いずれも地域介護課へ。

問い合わせ 地域介護課 ☎59-2144

障害のある方たちが作ったモノ、身近に。

@つと(あつと)ひろしま!
つなげるキャンペーン

問い合わせ
キャンペーン事務局(広島県就労振興センター)
☎082-252-3100



キャンペーンサイト
QRコード

障害のある方が一つ一つ丁寧に作ったお菓子や食品、雑貨などをもっとたくさんの方に手に取ってもらえるよう、オンライン特設サイト上でさまざまなセット商品を紹介するとともに、期間限定で販売します。

実施期間

2月13日(月)まで

送料など

2000円以上お買い上げの場合、送料無料

取扱商品について

県内の事業所と市町などが連携し、「春」をテーマに企画したお菓子、食品および雑貨、日用品の詰め合わせセット 約70種類

国民健康保険
高額療養費支給勧奨が
始まります

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2141

国民健康保険高額療養費の支給勧奨が始まりました。令和4年10月以降の診療について高額療養費の対象になる方へ申請書を送付します。一度申請すれば原則対象月以降に高額療養費の対象があれば、登録された世帯主の口座に自動的に振り込みます。振り込まれる目安としては、診療月から約3カ月後です。

高額療養費制度とは

1カ月(同月内)に病院などで保険証を利用して支払う一部負担金が【高額療養費(自己負担限度額一覽)】の表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額が支給される制度です。ただし、70歳未満の方は、2万1000円以上の自己負担した診療のみ合算できます。

高額療養費(自己負担限度額一覽)

(国民健康保険以外の保険に加入されている方はこの表と異なる場合があります)

70歳未満の方(国民健康保険被保険者)

区分	自己負担限度額 (1カ月)	標準負担額 (1食)	療養病床入院の場合の標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
基礎控除後の「総所得金額等」が901万円を超える世帯 (認定証に「ア」と表記)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から140,100円となります。	460円	460円 (※1)	370円
基礎控除後の「総所得金額等」が600万円を超え901万円以下の世帯 (認定証に「イ」と表記)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から93,000円となります。			
基礎控除後の「総所得金額等」が210万円を超え600万円以下の世帯 (認定証に「ウ」と表記)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。			
基礎控除後の「総所得金額等」が210万円以下の世帯 (認定証に「エ」と表記)	57,600円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。			
市民税非課税世帯 同一世帯の世帯主、被保険者全員が市民税非課税の世帯 (認定証に「オ」と表記)	35,400円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から24,600円となります。	210円 (長期入院該当 160円※2)	210円	370円

70歳以上の方

区分	自己負担限度額 (1カ月)	標準負担額 (1食)	療養病床入院の場合の標準負担額		
			食費(1食)	居住費(1日)	
現役並み所得者 保険証の負担割合が3割	Ⅲ (認定証は不要) 課税所得690万円以上	460円	460円 (※1)	370円	
	Ⅱ 課税所得380万円以上 690万円未満				167,400円+(医療費-558,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から93,000円となります。
	Ⅰ 課税所得145万円以上 380万円未満				80,100円+(医療費-267,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。
一般 保険証の負担割合が2割で市民税課税世帯 (認定証は不要)	入院:57,600円 (4回目以降は、44,400円) 外来:18,000円 (8月~翌年7月の年間限度額は144,000円)				
市民税非課税世帯 低所得者Ⅱ 同一世帯の世帯主全員※3が市民税非課税 (認定証に「区分Ⅱ」と表記)	入院:24,600円 外来:8,000円	210円 (長期入院該当 160円※2)	210円	370円	
低所得者Ⅰ 同一世帯の世帯主全員※3が市民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円で計算)を差し引いたときに0円となる方 (認定証に「区分Ⅰ」と表記)	入院:15,000円 外来:8,000円	100円	130円 (老齢福祉年金 受給者 100円)	370円 (老齢福祉年金 受給者 0円)	

※1 栄養士による食事療養が行われているなど、一定の要件を満たす届け出をしている医療機関に入院したとき。それ以外は、420円となります。
 ※2 過去12カ月で90日を超える入院があった場合に長期入院該当となります。
 ※3 国民健康保険の場合は、「同一世帯の世帯主および国民健康保険被保険者」となります。

申請期限2月28日(火)まで

低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金

令和4年7月号はこちらから

問い合わせ

福祉課 ☎59-2148

ひとり親世帯以外分

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給しています。

※特別給付金（ひとり親世帯分）（市広報令和4年7月号18ページ参照）を受け取った方は対象外です。

児童1人につき5万円
申請手続き

①平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童の

みを養育している方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方（該当する方には申請書類を送付済み）

②令和4年4月から令和5年3月までのいずれかの月分の児童手当・特別児童扶養手当の受給者、または平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童の養育者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方（家計急変者）

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

ひとり親世帯分

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯の生活を支援するため、特別給付金を支給しています。要件を満たす方は手続きが必要になる場合があります。

①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方

②公的年金給付などを受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方（既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけではなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止された」と推測される方も対象となる

ります。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※①に該当する方には既に支給済みです。

※②または③に該当する方であっても、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給を既に受けている方または支給を受けることが決定している方は対象になりません。

支給額 児童1人につき5万円
申請手続き

支給対象者②・③に該当する方は申請が必要となります。

必要書類

支給対象者②のうち児童扶養手当

住民税非課税相当の収入の目安

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額(年額)
2人 (例) 夫(婦)+子1人	146.9万円
3人 (例) 夫婦+子1人	187.7万円
4人 (例) 夫婦+子2人	232.7万円
5人 (例) 夫婦+子3人	277.7万円
6人 (例) 夫婦+子4人	322.7万円

(注)世帯人数は、次の合計人数です。
・申請者(収入金額の高い方)
・同一生計配偶者(収入金額103万円以下の方)
・扶養親族(16歳未満の方も含まれます)
(注)申請者の年間収入見込額が、非課税相当収入限度額以下となることが要件の1つです。

申請書類(②の方の場合)

- 申請書
- 申請者(収入金額の高い方)の本人確認書類の写し
- 児童との関係性を確認できる書類の写し(市内で児童と同居している場合は不要)
- 申請者の通帳またはキャッシュカードの写し
- 簡易な収入(所得)見込額の申立書
- 申請者、配偶者などの令和4年1月以降の1カ月の収入額が分かる書類(給与明細書など)
- ※申請書・申立書は、市ホームページからダウンロードできます。
- ※詳しくは市広報令和4年7月号の18ページまたは市ホームページをご覧ください。

出産・子育て世帯に10万円「伴走型支援」 「出産・子育て応援給付金」

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2140

国の総合経済対策の一環として、出産・子育て世帯に10万円の経済的支援を行うことが決まりました。

市も1月から、現金10万円(妊娠時に5万円、出産時に5万円)を給付する事業を始めています。

なお、この給付金は、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を身近で行う「伴走型相談支援」と一体的に実施します。

対象 令和4年4月1日以降に出生した方(所得制限はありません)

給付金の流れ

①妊娠届け出時(母子健康手帳交付時) おおたけ版ネウボラ(保健医療課⑩番窓口)で保健師などによる面談を受けてください。

妊娠・出産までの困りごとについて、必要な情報の提供、相談窓口の紹介などの相談に応じます。面談時に、給付金支給について案内します。

②出産後

出生届の際に、申請書とこれには赤ちゃん訪問連絡票(アンケート)をお渡しします。申請は、産婦さんと面談できた場合に受理可能です。詳細はホームページをご覧ください。

③事業開始前に出産された方

1月下旬に申請書とアンケートを送付しています。
※窓口や面談で申請が難しい場合は、相談してください。

お急ぎください

申請期限

2月28日(火)

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

問い合わせ 地域介護課 ☎59-2152

申請

電力・ガス・食料品などの価格高騰により負担が増加し、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯の方に対し、生活・暮らしの支援を行うため、一世帯あたり5万円の緊急支援給付金を支給しています。

【住民税非課税世帯】

支給対象

- 次のいずれにも該当する世帯
- ①令和4年9月30日時点で大竹市に住んでいる
- ②同一の世帯に属する方全員が、令和4年度分の住民税均等割が非課税になっている(住民税が課税されている方の扶養親族などのみで構成される世帯は除く)

手続き

該当すると思われる方には確認書を送っていますので、内容を確認して返送してください。

返送期限 2月28日(火)

【家計急変世帯】

支給対象

住民税非課税世帯の支給対象②に該当しないものの、同一の世帯に属する方全員の、それぞれ1年間の収入見込額または所得見込額が、予期せず住民税非課税となる水準に相当する額以下に急変した世帯

手続き

地域介護課で申請してください。その際に次の3つをお持ちください。①本人確認書類②令和4年分の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票などのいずれかの写し、その他収入所得が確認できるもの③支給を希望する金融機関口座の通帳

申請期限 2月28日(火)

※不明な点は地域介護課へお問い合わせください。

内閣府コールセンター

受付時間 9時~20時

☎0120-526-145

(土・日曜日、祝日を除く)